

学術体制の「国策化」をねらう日本学術会議「法改正」問題

—学術過程と政治過程の関係と学術の役割の検討—

兵藤友博、HYODO TOMOHIRO（立命館大学）

1. はじめに—「民間法人化」のねらい—

政府・内閣府の会員選考および組織・制度の二つのワーキング・グループ WG の議論は、口を開けば日本学術会議の「独立性」を尊重するというが、学術会議が示すところの独立性とは違って、「民間法人」化して政府機構から外すための「独立性」でしかない。だからといって、独立性を保証するどころか、現在俎上にあがっている組織・制度は、有識者懇談会が示した会員選考にかかる「第三者委員会」の考え方を引き継いだ、選考助言委員会の設置に加えて、運営助言委員会を設置するというものだ。しかも、会長の側近として事務局に新たに「戦略スタッフ」を配置し、また幹事会の運営にかかわる先の助言委員会にも戦略スタッフを配置するという。「会長のサポート体制」というが「戦略スタッフ」なる黒子によって学術体制本体を統制して、政府・政権党の政治的便宜の下僕とする、「学術体制の国策化」を狙ったものである。これでは日本の学術体制は、真理性を礎とする創意性から遠ざかり、跛行していびつなものとなって奇形化し、平和と福祉を志向する社会の発展に資するどころではなくなる。

日本学術会議は、このままでは日本の国際的な評価を低め、政府とアカデミアとの信頼を蝕み、研究力の低下を引き起こしかねないとの意を示している。これまでノーベル賞受賞者、内外の関係団体も事態を憂える意を表明してきた。

ご存知のように、この問題の出発点は会員候補者任命拒否問題を契機とした、政府・政権党による同会議の「在り方」問題への論点をすりかえに続く、自由民主党 PT の提言に始まる。昨年末に日本学術会議の存置の在り方を「民間法人」化する「中間報告」、また「大臣決定」が出された。そしてなお、冒頭で紹介した WG の審議の進行からすると、早ければこの秋の国会に「法改正」が提

起される可能性もあると指摘されている。誠に学術会議が学術の健全な発展のため今後の局面をどうリードできるか、予断を許さない事態にある。

本報告は、この間の経過を整理すると共に必要に応じて歴史に立ち戻って、「学術と政治の在り方」、すなわち、この「法人化」問題は学術体制にどのような事態を招くのか、考えるものである。

2. 昨年来の内閣府の動きと日本学術会議の対応

2023 年 4 月、学術会議は内閣府総合政策推進室が提示した政府案は学術会議の独立性・自律性を毀損するものだとして、「勧告」と「声明」を満場一致で発した。これに対して政府はひとまず法制化を見送った。その後、同年 8 月「日本学術会議の在り方を検討する有識者懇談会」を設置した。内閣府は経済財政諮問会議の『『経済財政運営と改革の基本方針 2023』(23.6.16 閣議決定)を踏まえ、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討する」と書き込まれていることを根拠に、この懇談会を特命担当大臣決定で設置した。正当な手順を踏んでいるように見えるが、はたして学術会議問題は経済財政諮問会議の範疇にあるといえるのか。

学術会議は、昨年 12 月臨時総会を開催し、懇談会の審議について、声明「日本学術会議のより良い役割発揮に向けた基本的考え方（案）—自由な発想を活かした、しなやかな発展のための協議に向けて—」をまとめ同会議の意を発した。だが、前記の学術会議の対応の真意をくみ取るところか、その 12 月懇談会は「中間報告」をまとめ、また「大臣決定」が出された。それらの文書では「科学者の総意の下に設置する」「国民の総意の下に」との学術会議が批判しにくい文言を前面に立て、外部法人化を目論んでいる。

今年(2024 年)3 月 25 日には、学術会議は、「日

本学術会議のあり方に関する検討ワーキング・グループ」を幹事会の下に設置した。ところが、4 月 15 日、内閣府は、日本学術会議の 4 月 22-24 日の総会の 1 週間前、学術会議の機先を制するように、冒頭で触れた、学術会議の組織・制度と会員選考等を検討する WG を、それも有識者懇談会の座長決定で設定し、即日開催した。

これらの一連の動きを受けて開催された、この 4 月の総会で、学術会議は再び懸念を声明として発した。①十分な財政基盤の確保、②組織・制度における政府からの自律性・独立性、③会員選考のコ・オブテーション方式・会員による会長の選出を学術会議が自律的・独立的に決定すること、の三つが特に充たされることを求めた。

3. 学術過程と政治過程の関係いかん

2015 年の安保法制成立後、科学技術基本計画に学術会議の在り方が書き込まれるようになった。学術会議変質の策動は近年の軍拡、経済安保の法制化で目を離せない状況を迎えている。

学術会議法の「科学者の総意の下に」は、同会議の会員選考の基本的な在り方を示している。登録科学者による当初の公選制、学協会による推薦制、コ・オブテーション方式に移り変わったが、常に現場の学術研究を担う研究者とつながってきた。これはまた真理性を礎として学術体制を組織化する自生的な在り方、健全性を保証し、「時々」の政府の方針に動かされることなく、学術行政に関して独自の見解をもち、…科学のあり方をゆがめないよう政府に勧告・申入れを行う」（『日本学術会議 25 年史』p. 427）という同会議の基本的な任務の在り方、すなわち日本学術会議の独立性を示すものである。

だが、目下の審議は外部法人化の際には理事長は専任化が一般的だとのことで、会長の「専任化」も狙上に上がり、会員（210 名）・連携会員（約 1900 名）の選考見直しも議論になっている。

このような組織・運営の審議・見直しについては改めて、これまでの学術体制の経緯を振り返ってみる必要がある。日本学術会議の前身：戦前の

学術研究会議は、当初、会長を互選で選考していた。だが、第二次世界大戦時の 1943 年 11 月天皇の勅令による管制改革が行われ、会長は任命となって集権化を強めた。会員選考も「学術研究会議ノ推薦ニ基キ」を削除、「文部大臣ノ奏請ニ依リ学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」とされた。学術研究会議の独立性は排除され、天皇を頂く政権の下に統制され、科学技術の軍事動員を図った。道を踏み外してはならない。

こうした経緯だけでなく、第二次世界大戦後の日本学術会議創設に向けた学術体制刷新委員会等の取り組みがある。戦前の学術研究会議、帝国学士院、学術振興会の 3 団体をどう再編するかに関わって、文部省は 3 団体等の代表者を取り持ち、学術研究体制世話人会 44 名をひとまず組織した。その上で学術体制刷新委員会（7 部門と総合の合わせて委員 108 名）の委員を選出、組織した。70 回を超える運営委員会、8 回の総会等、会合を重ね日本学術会議法（案）をとりまとめ、1948 年 3 月内閣総理大臣に答申、7 月に公布、翌 1949 年日本学術会議が発会した。即ち学術体制の基盤を見図り、審議を重ね民主主義的に組織してきた。

学術過程は権力機構をもつ政治過程に圧迫されやすく、その組織化・運営はその時の政治的意向、また経済的便宜に取り込まれやすく、こうした両者の関係を、ことに政治過程の側は考慮することが求められよう。先の本年 4 月の総会の声明の末尾に、「主要先進国では、国を代表するアカデミーが、時々」の政権や政治的・社会的・宗教的諸勢力からの独立性を保ちながら、科学的見地から問題の発見と解決法を提示してきた。主要国のナショナル・アカデミーも日本学術会議の改革動向を懸念をもって注視している」と、一連の審議の論議がいかに標準的な学術体制の在り方から逸脱しているかを指摘している。

学術は社会の進みゆく方向を示す道標となるもので、日本学術会議は日本の学術体制・学術行政の要となってこれを果たさんとする。しかし政治過程が学術過程を凌駕しまつては果たされず、だからこそ独立性は尊重されるべきものである。

日米首脳共同声明を読む（その 2）

— 米軍指揮下の自衛隊は日本国民を守れるのか —

長田 好弘、Osada Yoshihiro（東京支部）

1. はじめに

本年（2024 年）4 月の「日米首脳共同声明」（声明）に接し、1973 年のチリ・クーデターの残酷極まる情景がまざまざとよみがえってきた。あのクーデターは、明らかに米軍主導によるものであった。声明は、米軍指揮下での核兵器を含むあらゆる先制攻撃への自衛隊参戦を確認した。米軍による日本の民間施設の利用にも同意した。米軍の日本に対する政治的、経済的、軍事的関与は、当時のチリの状況よりきめ細かく強力に見える。自衛隊は日本を守ることができるのだろうか。

2. チリ・クーデターの概況⁽¹⁾

○1970 年 11 月、サルバドル・アジェンデが、チリ大統領に当選。チリ人民連合政府成立。その時代状況は、以下のアジェンデの詩的な演説によりうかがい知ることができる。

「われわれは、社会的にひきさかれた社会を受けついだ。…また、われわれは、失業に傷ついた社会を受けついだ。…われわれはまた、インフレにさいなまれた経済を受けついだ。…われわれはまた、従属社会を受けついだ。富の源泉は国際的大企業の国内における同盟者によって売り渡されてしまい、我々に残されたのは、経済的・技術的・文化的・政治的従属だけである。われわれはまた、自律的發展にたいする心からの願いがうちくだかれた社会を受けついだ。…」

○米政府はアジェンデの大統領当選を阻止するため激しく干渉した。アジェンデ勝利後は、アジェンデ政権を倒すには、軍事的手段しか残っていないと判断し、チリ軍部が独自にクーデターを起こす可能性が低いことを見極めると、米政府独自のクーデターの準備を始めた。まず、チリ軍総司令官であり、厳格な立憲主義者あるレネ・シュナイダー将軍を暗殺した。

○1973 年までには、米政権は、アジェンデ政権とは無関係にチリ軍への支援をおこなった。チリ軍の将校の昇進人事にまでその影響力を拡大し、アジェンデ政権に敵対するように画策を続けた。また経済封鎖によりチリ経済の破綻を策した。

○九月十日、チリ軍は市内全域に散開し、交通を遮断し、あらかじめ兵士に配布されアジェンデ支持者名簿にもとづき、逮捕処刑を強行した。

○選挙で成立したアジェンデ政権は軍事クーデターによって壊滅され、陸軍総司令官アウグスト・ピノチェトが大統領に就任した。ピノチェト政権はチリ人民連合の根絶を公然の目標とし、拘引者のリストが国内すべての軍隊に配布され、7 万 5 千人ものチリ人が逮捕され、そのうち 1 万 5 千人が処刑されたという。

・兵士に抗議する少女 ・真実を見つめる少女



上の 2 枚の挿絵は典拠不明、題名は筆者。右の挿絵は文献（1）『チリ人民連合』からの転載。挿絵にはパブロ・ネルーダの詩がそえられている。「……どこにいても、どんなときにも、不動の確信に満ちた燃える目撃者であれ、…」

3. 声明がめざすグローバル・パートナーシップ

声明は冒頭、「過去 3 年間を経て、日米同盟は前例のない高みに到達した」と宣言しているように、米国による日本の主権の蹂躪と日本政府の卑屈な政治的無節操ぶりは、過去に例はあるまい。

3-1 声明が示す日米軍事同盟の強化

「声明」は以下の点を強調している。

○日本周辺の「有事」に限らず、米国を中心とする同志国間軍事協力の強化および自由で開かれたインド太平洋・世界の実現のために、日米同盟が中心となって同志国と共に努力する。

○日米同盟のいっそうの強化と同志国への支援のため、日本の軍事費を GDP 比 2% へ計画的に増額する。日本の国力に不相応な増額である。

○自衛隊は反撃能力を装備し、米軍とのシームレスな軍事行動のために、自衛隊を一元的に指揮・統制する「統合作戦司令部」を新設する。米軍は作戦司令部を日本に設置する。自衛隊が米軍の指揮下に組み込まれる可能性が大なる措置である。

3-2 日米共用の日本全土の軍事基地化

安倍政権による、2014 年の集団的自衛権の行使容認、2022 年 12 月の岸田政権の「安保 3 文書」、日米首脳共同声明、「統合作戦司令部」設置、日本各地での日米共用基地の増設、米軍による民間施設の利活用など、憲法違反の軍国主義化は従来に比しても驚くほど急速である。その重要な特徴として、中・ロの脅威に対処するとの抑止力の強化を口実にした、南西諸島を含む地域での基地増設⁽²⁾を指摘できる。各種報道によれば、政府は 3 月、特定利用空港・港湾として、北九州空港、那覇空港、長崎空港、博多港、石垣港などが選定され、沖縄の宮古島港や下地島空港なども検討中とのことである。地域住民の諸要求を正しく受けとめ、島ぐるみの軍事基地化阻止の共同をどう築くかが喫緊の課題となっている。

3-3 米兵の犯罪・その対応が意味するもの

報道によれば抑止力の強調のもと、基地全体が慌ただしく緊張感を強め、自衛隊員の国民を見る目は住民監視を強め敵対的に変わり、基地周辺住民も緊張・恐怖を強めているという。

○自衛官とその家族から、いじめ、パワハラ、退職妨害等の相談が寄せられ、年々増加傾向にある。小・中隊長を務める幹部も例外ではなく、戦時体制構築の過酷な業務によるものと言われている。

○戦時に米兵の凶悪な性犯罪が多いのは戦争の恐怖によるものと言われてきた。最近の米兵の性犯罪を、日米政府そろって隠蔽するのは、被害者へ

の適切なサポートを欠くことを意味する。また、自衛隊員の潜水手当不正受給や不正飲食等にかかわる政府・自衛隊の対応は、文民統制をないがしろにする由々しき重大問題である。このような状態では、日本の平和・民主勢力の前進において、米国主導の軍事クーデターを阻止・排除することは非常に困難であると思われる。

○そうであっても、長い複雑困難な道のりであろうが、自衛隊員全員には特別に、「国民を守る義務」と「兵士であるまに日本国憲法で保障された人権を享受する一市民」である自覚を高める教育を貫徹することが肝要であろう。また、現在の巨大な核兵器の構築の論立て（核抑止論）の発端には科学者がかかわっていることに痛恨の思いを馳せ、私たちはその克服に努めねばならない⁽³⁾。

4. おわりに

五木寛之は述べている。「予感として……世界は間違いなく＜戒厳令の時代＞に属するようになるだろう⁽⁴⁾」と。ふりかえると、米国が深く主導的に関与した“戒厳令”は絶え間なくつづいている。湾岸戦争、アフガニスタン紛争、ロシアのウクライナ侵攻、パレスチナ・イスラエル戦争など。ジャーナリズムの良心は、戒厳令下の子どもたちの希望への眼ざし・笑顔を送り届けてくれる。その笑顔を決やさない限り、戒厳令は歴史から消え去るであろう。社会的良心と理性とを統一した社会的力に転化する努力をつづけよう。

文献・註

(1) 人民戦線史翻訳刊行委員会訳『チリ人民連合』新日本出版社選書 1971 年、トマス・ハウサー著/古藤晃訳『ミッシング』ダイナミックセラーズ 1982 年、ほか

(2) 野澤裕昭「軍事要塞化する南西諸島」『第 22 回東京科学シンポジウム予稿集』2023 年所収

(3) 朝永振一郎「バグウォッシュ会議の歩みと抑止論」『科学の自由な楽園』岩波文庫 2000 年所収；長田好弘「日本国憲法 9 条を生かして抑止論の克服を」『東京非核政府の会ニュース』2024 年 No. 433

(4) 五木寛之『戒厳令の夜』下 新潮社 1976 年

研究者、管理職から関連企業まで、情報分断で管理強める「経済安全保障」 ーセキュリティ・クリアランス制度と経済安保法制有識者提言ー

野村康秀、NOMURA Yasuhide（科学・技術政策委員会、東京支部）

1. はじめに

「経済安全保障法制に関する有識者会議」が 2024 年 6 月 4 日、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応¹⁾」をまとめた。提言は、「国家間における経済安全保障上の重要技術の共同研究の推進」と「経済安全保障上の重要技術の研究開発成果の社会実装に向けた技術流出防止」の 2 項目からなる。「同盟国・同志国と対等な立場で国際共同研究を実施」するための条件として、検討が進められたのである。

本提言と、2025 年 5 月までに施行される「重要経済安保情報保護活用法²⁾」による「セキュリティ・クリアランス」（以下 S C）制度が補い合っ、情報提供の差別と分断の徹底が進められる。

研究の現場、更には日本の科学・技術、学術のあり方にも大きな影響をもたらす問題である。

2. 提言が提起する 3 つの技術流出防止措置

（ア）技術へのアクセス管理：

物理環境の整備＝社内を段階的セキュリティゾーンに区分けし、各ゾーン内で取扱可能な文書等の情報区分を定めることに加えて、「研究開発段階のもの、実際に生産・製造を視野に入れた開発段階のもの等、それぞれの研究内容に合わせて、技術へアクセス可能な従業員の範囲を適切に設計する。特に、例えば生産・製造技術の場合、生産・製造を視野に入れた開発段階においては、生産・製造プロセスの全工程にまたがって技術の全体像を知る従業員をできる限り限定するとともに、当該従業員に対しては所要の処遇を行う」

（イ）技術にアクセス可能な従業員の管理：

「重要な技術をもつ従業員を把握し、当該従業員への外部からの接触の有無を確認するなど、リスクの管理を行う」、「退職後の競業禁止義務の誓約

について、重要な技術をもつ従業員に同意を得、一定期間有効なものとするための取組として、ストックオプションの行使や割増退職金支給の条件として、競合他社に転職しないことを定める」

全体像を知らせず、必要な従業員を選抜し、監視管理を徹底し、転職も防止するのである。

（ウ）取引先（共同研究パートナー等のサードパーティを含む）における管理：

「取引先のリスクを評価するチェックリストを作成するとともに、取引先から提出された情報を元にリスク評価を行い、公開・非公開部分の適切な線引きを行った上で戦略的に連携を行う」

共同研究相手等は、評価に従い情報提供する。

3. 対象技術の想定とメリハリある対策

提言は、国が支援する研究開発プログラムの「入口から出口までの段階に応じた技術流出防止策」として提起された。「破壊的技術革新が進む技術をはじめ、将来の技術優位性の創出を目指す技術領域」と「技術優位性の強化を目指す技術領域」（既に、経済安全保障推進法によるサプライチェーン支援に伴い「技術流出防止策」が採られているものがある）への適用を想定している。また、「国際共同研究にあたり相手国から求められる場合や、同志国等と対等な立場で実施するために必要な場合」の想定も明記している。

そして、「情報を大量に持ち出す等不自然な動き」のモニタリングや、「電子コミュニケーションやデータストレージ」の監査体制の構築、更に「部署横断的な組織」による情報集約と管理を求めている。一方、「研究者からの過度な敬遠を防ぐ」ため、メリハリのある必要十分な対策を求め、「研究者の記憶にとどまる残留情報は開示や使用の制限の対象外」など留意点も示している。

4. 研究開発現場等への影響

提言の技術流出防止策では、(ア)が重要な提起である。国が支援する研究開発テーマにおいては、全体像を知る人を限定して厚遇する。共同研究相手を含むその他は、モジュール化した技術課題の開発に駆り立て厳重に監視する。

企業の研究開発現場を想定すると、研究開発チームの誰をどのレベルまでを(ア)にするのか、機械的にポスト切分けするのか、どの程度優遇するのか、(イ)の人材をどう切り分けて業務分担させるか、情報共有をどう制御するか、外部接触有無の確認をどう行うか、競業避止のインセンティブをどう提供するか、などの課題に直面する。その上にある開発部門、法務(知財)部門、事業本部レベル、更には取締役や執行役員レベルでも同様の課題に直面する、共有できる情報が制約される中での確かな開発方針の決定や経営判断が担保できるかは、死活的な重大問題になる。

(ウ)に関わる共同研究相手や下請け企業群に対するリスク評価と戦略的提携は、倒産等の社会問題を引き起こしかねない、発注企業や国の都合や事情変更での確性が損なわれる可能性もある。弁護士、弁理士等の専門家も(ウ)に該当し、事務所の管理体制の点検が求められることがある。

5. セキュリティ・クリアランス制度との関係

SC制度発足に向けて、重要経済安保情報保護活用諮問会議が、「既存の特定秘密保護制度等とシームレス」を念頭に、年内を目途に運用基準を策定すべく、6月末から検討を進めている³⁾。

提言との関連を考えると、(ア)は(本人の合意を得て)SC取得を求める、(イ)(ウ)は、レベルに応じて、SC取得を求める場合と、SC取得を求めず、(本人の合意を得ずに)身辺調査や監視を行う場合とがあるだろう。なお、例えば一定以上の管理職全員とか、取締役全員とかに、SC取得を求めるようなことも難しいだろう。

「適性評価」は、特定秘密保護法(防衛・外交・テロ・スパイが対象)で行われている(2023年に「適性評価」の不同意が急増)。今後は、非軍事の研究も含まれる「重要経済安保情報」に携わる、桁違いに多い民間人が対象となる。

SC制度では、「適正評価調査」を内閣府が一元的に実施するので、個人情報の廃棄・管理などに注目が高まっている。事業者等による目的外利用、評価結果による不利益取扱い、評価調査強制の禁止なども関心を呼んでいる。適性評価に要する期間も、本人のキャリアパスに直結する、企業の人事管理(緊急性、人材プールなど)に影響するなどの課題が指摘されるようになっている。

6. 経済界が率直な懸念

有識者会議提言は、国支援の研究開発が対象だが、人的・物理的・情報システム管理などの体制を整えるには、全社的な見直しが必要となろう。

経済同友会は24年6月、「『経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言⁴⁾』」を発表した。「技術流出防止策が有効に機能することを期待」しつつ、「企業の自由で活発な活動を抑制することのないように留意を求め」、「制度設計に際しては、官民対話を積極的に行い、誤解のない正確な情報の発信と周知を求め」る。一方、管理体制の確立は、「(諸外国を含めた)パートナーに対しての信頼の証」、「企業価値向上にも資する」と企業経営者に覚悟を求める。

企業の経済活動への影響を極力少なくしたいが、国際共同研究などの「機会拡大」には乗り遅れたくないという、経済人の論理の反映であろう。

7. 亡国の科学技術政策

技術流出防止提言に基づく管理と規制は、「優遇」による格差も一因となって疑心暗鬼や不信感を広げ、「全社・全チーム丸で」のような研究開発成果を生まなくなるだろう。多様な発想に基づく研究開発が妨げられる結果、日本の科学・技術の自主性独自性民主性が致命的に破壊される⁵⁾。

【参考文献】 (最終閲覧日: 2024年9月14日)

- 1) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_dai10/siryou4.pdf
- 2) 概要: https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/gaiyo.pdf
- 3) https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/shimon/shimon.html
- 4) <https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/2024/240627.html>
- 5) 自民党では2024年9月、民間保有情報や大学・研究機関の技術流出防止措置を求める提言が出されている。
https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/209004_1.pdf

日米首脳共同声明——際立つ対米従属の深化

「アメリカに従い海外で戦争する国」の阻止と研究者の統一戦線

松永 光司、MATSUNAGA Mitsushi、(東京支部武蔵野通研分会)

はじめに

今年(2024 年)5 月 10 日政府は「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(以下「経済秘密保護法」)を成立させた¹⁾。同法の特徴は、2014 年施行の「特定秘密保護法」²⁾が「防衛・外交・スパイ活動・テロ活動」の 4 分野を対象としたのに対して、これに経済分野を加えて大幅に対象を拡大し、経済活動に関して国家及び国民の安全を守るために特に秘匿が必要なものを「重要経済安保情報」と指定し、これへのアクセスを、国が信頼性を確認した人に限定する「セキュリティ・クリアランス制度(SC 制度)」を導入した点にある。なぜこのような制度を急いで導入したのか、それは日本に何をもたらすのかを検討したい。

1. 恣意的な運用、基本的人権の蹂躪—「セキュリティ・クリアランス制度(SC 制度)」の問題点

どんな情報が「重要経済安保情報」に該当するかは秘密とされ、その具体的な内容は運用基準で定めるとされている。来年 5 月までに制度開始の予定で、政府は近く有識者会議を設け、運用基準を策定する方針だという³⁾。つまり、情報漏洩に対して懲罰(拘禁)を科しながら、何が懲罰の対象かを明らかにせず、しかもそれは後から「有識者会議」で策定する「運用基準」で決めるというのである。そしてそれはどこまで公開されるのかも不明である。それは近代民主主義の大原則である罪刑法定主義に反し、恣意的運用によって国民の基本的人権を蹂躪する恐れが極めて大きい。

秘密の範囲を経済分野へ拡大したため、SC 制度対象者は情報を扱う民間事業者や大学の研究者を含むきわめて多数となる⁴⁾。その一人一人と家族・同居人について、政治的・思想的傾向や交友関係、病歴・信用履歴などを公然と調べ上げることとなる。人権蹂躪が横行し、技術者・研究者を

はじめ人々を萎縮させ、軍事研究へ誘導する手段とされることも危惧される。またひとたび SC 制度で認定された人は、生涯監視され続け、プライバシーに関わる多量の情報が長期に政府に保存され続け、基本的人権が著しく侵害される。

2. 日米首脳会談で際立つ対米従属の深化、日米軍事同盟の歴史的大変質

「経済秘密保護法」制定の背景には、米国が日本に対し武器の大量購入・共同開発を求め、その必須条件として「情報保全体制」の強化を求めたこと、また日本の政財界もこれに同調し、岸田政権がこれらアメリカの要求を無条件で受け入れ、武器開発や軍事研究を成長戦略と位置づけ、長射程ミサイルの開発・量産や、次期戦闘機の共同開発・輸出に踏み込んだことにある。

それは 4 月の日米首脳会談めぐる経過の中で一気に表面化した。今年(2024 年)4 月 10 日、日米両首脳は共同声明⁵⁾を発表し、バイデン大統領は、日米安全保障条約第 5 条の下での、核を含むあらゆる能力を用いた、日本の防衛に対する米国の「揺るぎないコミットメント」を表明した。防衛力予算を GDP 比 2%へ増額する計画、反撃能力を保有する決定及び自衛隊の指揮・統制を強化するために自衛隊の統合作戦司令部を新設する計画、防衛力の抜本的強化のための日本の措置にたいして歓迎の意を表明した。これによって日米間の作戦及び能力のシームレスな統合が可能となり、平時及び有事における自衛隊と米軍との間の相互運用性及び計画策定の強化が可能になるというのである。しかし、情報、装備で、圧倒的に優越的な力を持つ米軍と、「作戦及び能力のシームレスな統合」をはかるならば、自衛隊が米軍の事実上の指揮下に組み込まれることは明らかである。しかもそれは「核を含むあらゆる能力を用いた、

日本の防衛に対する米国の『揺るぎないコミットメント』なのである。これは日本国憲法と相いれない日米軍事同盟の歴史的大変質である。

3. 米国の戦略—米軍指揮統制システムへの統合、軍需産業への統合

米国は日米安保体制の下で、日本を世界戦略に取り込んできた。さらに今回は日本の軍需企業を米国主導の国際的な武器の共同開発・生産の体制に組み込む体制作りである。

米国防総省は今年 1 月、自国の軍需産業強化と併せ同盟国の軍需産業を米戦略に統合する「国家防衛産業戦略（NDIS）」を発表した⁶⁾。この対象にはミサイルの共同開発及び共同生産並びに前方展開の米海軍艦船及び米空軍航空機の日本の民間施設における共同維持整備を含むとしている。さらに 6 月 9 日には、4 月の日米共同声明に従い日米防衛産業協力を促進し、共同開発、共同生産及び共同維持整備に向けた調整を加速する「日米防衛産業協力・取得・維持整備定期協議（DICAS）」の設置に合意した⁷⁾。それらに関連して重大なのは、防衛研究所（防衛省のシンクタンク）の報告文書で「米国との安全保障分野の連携に我が国の民間企業を参画させる際に無視できないのが、SC 制度で、その実現に向けて経済秘密保護法案の提出が目指されているが、防衛産業連携のいわば『共通言語』である同制度の確立と確実な普及は依然急務である」⁸⁾とあからさまに述べている点である。これらの経緯から SC 制度を含む「経済秘密保護法」の制定は、日本の軍需企業の国際的な武器共同開発・生産・輸出への本格的参画に道を開く体制整備についての米国の強い要求であり、米国への従属を一層深めるものであることが明白である。

4. 国家の安全保障法制の強制と科学者運動

日米両国の 4 月 10 日の日米首脳共同声明が強調する“グローバルなパートナーシップ前進のための新しい戦略的イニシアティブ”は、憲法 9 条を無視した大軍拡の路線を、日本の国会審議抜きに米国に約束し、「経済秘密保護法」の制定を突破口に、日本を米国と一緒に「海外で戦争する国」

に作り替える危険な対外公約となっている。

さらに「経済秘密保護法」および「SC 制度」等、一連の国家の安全保障法制が強制され、大学等研究機関が本来有する「知的卓越性の確保」「社会的課題解決への貢献」「アカデミアとしての自律」「公開の原則と開かれた批判」「学問の自由の擁護」等の固有の理念との厳しいせめぎあいとなっている⁹⁾。

大学等研究機関、諸学会をはじめ社会的負託を受けて研究活動をおこなう科学者コミュニティ中でも自主的で統一戦線運動を基軸とする自覚的な研究者集団である JSA¹⁰⁾ は、「現存の複雑・巨大化した科学技術に取り組む研究者の要求、多様性を考慮し、それに依拠して科学者運動に多様性と厚みを増していく、研究者個々人および専門分野間の節度とリスペクトを保持した自主的民主的交流を促進していく」、そして「広範な国民的統一戦線の一翼を担いうる科学者運動」を展望して取り組むという役割がいま強く求められている¹¹⁾。

<引用文献>

- 1) 「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21309024.htm
- 2) 「特定秘密の保護に関する法律」
https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/r040401_houritu108.pdf
- 3) NHK WebNews「SC 制度有識者会議で運用基準議論へ」2024 年 6 月 12 日、4) 現在アメリカでは民間を含め 400 万人、日本では約 13 万人（SC 制度等に関する有識者会議「最終とりまとめ」令和 6 年 1 月 19 日）、5) 日米首脳共同声明、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100652148.pdf>、2024 年 4 月 10 日、6) 『NIDS コメンタリー 298 号』2024 年 2 月 9 日、7) 防衛省『お知らせ』、2024 年 6 月 10 日、8) 前掲 7) 参照、9) 長田好弘「科学者コミュニティからの研究インテグリティに関する論点整理」、JSA・24 総学「科学技術サロン分科会」予稿、2022 年 11 月 23 日、10) 長田好弘「日本における科学者運動の条件と課題」、『日本の科学者』vol.49、No.6、2014 年、11) 長田好弘「日本科学者会議活動 50 年の総括と今後の課題」、『日本の科学者』vol.50、No.12、2015 年。

頭脳・コンピュータ・インターフェイス(BCI)の開発の現状と軍事利用の危険性

小金澤鋼一、Koganezawa Koichi、(東海大学・J S A 東京支部)

1. はじめに

BCI (Brain Computer Interface)の研究が加速している。これは、頭脳とコンピュータを直結し、AIを用いて脳信号から人間の思考を解読し、外部の機器を動かしたり、思考のみで意思を伝達することを可能にする技術である。典型的なデュアル・ユース技術であり、四肢麻痺患者が不随四肢を自分の意思で動かしたり、四肢欠損者が義手・義足を自ら操作したり、ALS患者が意思をモニター表示することが可能となるなど、障害者の機能回復に寄与することが期待される反面、戦場における兵士の戦闘能力強化を目的とした研究も米国を中心として進められている。本稿ではBCI研究の現状を概観し、問題点を整理し、危険性を指摘する。

2. BRAIN イニシアティブ

2013年にオバマ大統領は「先端・革新的神経学技術を通じた脳研究イニシアティブ (the Brain Research through Advancing Innovative Neurotechnologies Initiative)、通称「BRAIN イニシアティブ」を立ち上げ、2025年度までに総額50億ドルもの巨額研究資金を以下の連邦政府組織に配分することを決定した[1]。

米国立衛生研究所(NIH)

米国防高等研究計画局(DARPA)

米国立科学財団(NSF)

エネルギー省(DOE)

米国情報高等研究開発活動(IARPA)

米国食品医薬品局(FDA)

また、多くの米国財団、企業が資金を拠出しており、軍産官学一体となった一大国家プロジェクトである。詳細は文献[2]に譲るが、ここではDARPAにおけるBCI研究の状況を紹介する。何故ならば、DARPAによるBCI研究への投資は1960年

代まで遡り、その投資額は他を圧倒しており、現在行われているBCI研究や、現在成功しているBCI関連企業の多くはDARPAによる資金拠出を始原としているからである[3]。

2. DARPAによるBCI研究

DARPAによるBCI研究への投資先は多岐にわたっているが、その研究の到達目標は以下の4点に集約できる[4]。

- ① [検出] 人間の脳への脅威を特徴付け、緩和するための診断、モデル化、装置を開発する。
- ② [エミュレート] 情報を効果的に合成するために、機能的脳ネットワークからインスピレーションを引き出す。
- ③ [回復] 脳や身体が障害を被った結果失われた運動や認知機能を回復する。
- ④ [改善] トレーニングを加速し、行動を改善するための“脳を内包するループシステム”(Brai-in-the loop system : BILS)を開発する。

これらは全て、戦場における兵士の機能回復・向上を目指したものであると言える[3]。

例えば、DARPA研究の中で最も成功を収めたとされる革新的義肢(Revolutionizing Prosthesis)研究では、大脳にインプラントした多点電極から得た信号をAIに解析させ、ロボットアームを制御する。また、ハンドがものに接触したなどの情報を電気刺激として脳にフィードバックするというBILSを構築するという研究である。その他、下記の研究に投資している。

- ・ 傷害からの回復を加速するための再組織化・可塑化研究(REPAIR)
- ・ 感覚神経機能を代替するBCIシステムの開発：四肢麻痺患者の不随四肢を非侵襲電極からのEEG信号で動かす。
- ・ 記憶を合成・回復するためのニューラル装置

(REMIND)の開発: 記憶を司る海馬や前頭前野皮質から得た信号から記憶をエンコードする。

・トレーニングと能力向上のための BCI: トレーニング中の人間の EEG を解析し、最適なトレーニング方法を見出す。

DARPA は多くのベンチャーに投資している。Neuralink や Stentrode, Braingate などである。

3. Neuralink による BCI 臨床試験の開始

Elon Musk が率いる脳チップインプラント会社 Neuralink は 2023 年 5 月に人体臨床試験の認可を米国食品医薬品局から受け、9 月に麻痺患者に対する同社の脳インプラントの初の臨床試験の募集を開始するための承認を独立審査委員会から受けた[5]。そして、現在、臨床試験が始まっており、最初の患者に対する試験は初期的なトラブルを起こしながらも順調に進行しているようである[6]。今後 6 年をかけて頸髄損傷または筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者が思考だけでコンピュータのカーソルやキーボードを制御できるようにすることを目指している。Elon Musk はかねてより G-AI ([7,8]を参照) の出現に警鐘を鳴らしており、彼の BCI への本格的取り組みの目的は、人間に敵対する G-AI が出現する前に人間と AI を融合させようと考えているのである[9]。

4. BCI の倫理上の問題点

著名な神経生理学者達は BCI 研究の倫理上の懸念として以下の 4 点を挙げている[10]。

- ① プライバシーと同意に関する懸念: BCI の実験あるいは処置から得られた神経データに対して被験者(患者)が権利を保持できるか。
- ② 主体性に関する懸念: 電気刺激などで外部から信号を受けた場合、被験者(患者)の主体性、独自性が保持できるのか。
- ③ 機能強化についての懸念: 人間の機能強化を目指した研究は社会的規範を踏み外すのではないか。
- ④ バイアスに関する懸念: BCI などの研究は卓

越したグループを生み出し、他の人間に害を及ぼすのではないか。

これらの懸念について多くの議論がされるべきであるとしている。

4. おわりに

AI の軍事利用の一環として、BCI を用いたサイボーグ兵士に関する計画が米国で進んでいる[11]。この生命・人間の尊厳を毀損する破滅的動向に警鐘を鳴らし、断固反対していかなければならない。一方で、BCI は四肢麻痺患者や ALS 患者の QOL 向上に資する可能性がある。[10]に示されているように、多くの議論が必要であるとともに、平和利用を保障する世界レベルのシステム構築が必要である。

参考文献

- [1] Obama Administration Proposes Over \$434 Million in Funding for the BRAIN Initiative, <https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/whitehouse.gov/files/documents/BRAIN%20Initiative%20FY17%20Fact%20Sheet.pdf>, Sept. 2014
- [2] 米国における脳情報関連技術に関する 研究開発動向 2018 年 3 月 国立研究開発法人 情報通信研究機構 (北米連携センター)
- [3] How DARPA drives Brain Machine Interface Research, From the interface, Survey, Nov. 2020. <https://www.from-the-interface.com/DARPA-funding-BCI-research/>
- [4] Robbin A. Miranda, et.al., DARPA-funded efforts in the development of novel brain-computer interface technologies, Journal of Neuroscience Methods 244, Elsevier, pp.52-67, 2015.
- [5] Musk's Neuralink to start human trial of brain implant for paralysis patients, Reuters, September 21, 2023.
- [6] Emily Mullin, Neuralink's First User Is 'Constantly Multitasking' With His Brain Implant, WIRED, May, 30, 2024.
- [7] AI には人間の頭脳に匹敵するか超える能力をもつ汎用 AI (General AI: G-AI) と、狭いタスクをこなすことのできる現状の AI (Narrow AI: N-AI) を区別する必要がある(詳しくは文献[8]を参照)、G-AI の出現は数十年後であると言われている。
- [8] 小金澤, AI を軍事利用しないために -破壊的自律型兵器の現状と反対運動-, 雑誌「経済」, pp.87-92, 2019 年 8 月号。
- [9] Sigal Samuel, Elon Musk wants to merge humans with AI. How many brains will be damaged along the way?, Future Perfect, Oct 16, 2023.
- [10] Rafael Yuste, et. Al., Four ethical priorities for neurotechnologies and AI, Nature, vol.551, pp.159-163, 2017.
- [11] 小金澤, アメリカが描く未来の戦争-第三のオフセット戦略とサイボーグ兵士計画-, 「前衛」 9 月号, pp.195-207, 1014.

変わる知的財産事情 2024

増澤 誠一、Masuzawa Seiichi (東京支部)

1. 知的財産推進計画 2024¹⁾

「同計画 2024～イノベーションを創出・促進する知財エコシステムの再構築と『新たなクールジャパン戦略』の推進に向けて～」では、日本経済が GDP で世界第 4 位に後退、時間当たりの労働生産性の OECD ランキングが過去最低(30 位, 2022 年)などの中長期的な経済の低迷、「コストカット経済」からの脱却と成長型経済への変革を目指し、イノベーション創出・促進における知的財産エコシステム(生態系)の再構築を、企業や大学などの各主体に改めて求めている。また、日本の強みであるアニメ・マンガ・ゲームのコンテンツを活かし、「新たなクールジャパン戦略」(2024/6/4 知的財産戦略本部決定)を軸に、日本ファンの外国人を増やすことを目指している。そして、最新の科学技術・イノベーション政策や経済安全保障政策等とも連携した取組が一層重要としている。スタートアップが大学の優れた最先端の研究成果としての知財を活用するための「大学知財ガバナンスガイドライン」(20023/3 月)を説明し、その効果と課題をあげている。

2. 特許出願の非公開制度²⁾

2022 年 5 月に成立した経済安全保障法の 4 本柱の最後として、「特許出願の非公開」(第 65 条～第 85 条)は、2024 年 5 月から施行されている。

「特定技術分野」(公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が含まれ得る技術の分野として、政令で定める国際特許分類など)に属する発明が記載されている特許出願の出願書類を、特許庁長官は内閣総理大臣に送付。出願人から申出があった時も、送付する。総理は保全審査し(実際には内閣府経済安全保障推進室(防衛省職員は出向)が審査)、その結果により、「保全対象発明」として「保全指定」(70 条 1 項)

し保全対象発明としたことについて、出願人及び特許庁長官に通知する(出願後 10 カ月)。

特許庁と内閣府の業務は概略以下である。

<一次審査(特許庁)(経済安全保障推進法 66 条)後、特定技術分野等に属する発明の出願を、内閣府に送付する。>

➤ 特許出願に対する分類(IPC とその細分類)の付与・確認業務(ほぼ外注機関に依存)

➤ 技術の水準、特徴、公開の状況に照らし、保全審査に付する必要があることが明かであるか否かの判断業務、二次審査中における内閣府の求めに応じた資料提供(67 条 3 項)に関する業務も。外国出願禁止の事前確認。

<二次審査(内閣府)(同法 67 条)>

視点①技術の機微性「国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ」が大きいこと、②「経済活動・イノベーションへの影響(非公開とし、発明の実施や外国出願を制限することで、産業の発達にどの程度の影響(支障)を及ぼすか)の①②を総合評価しても情報保全が適当である出願を「保全指定」し、実施や開示、外国出願を禁止する(違反は懲役刑等)。保全指定が解除されない限り審査手続きは進行しない。

米国では秘密指定の件数が毎年報告されているが、日本では保全指定された件数は不明である。

◎特許権の取得は他人に実施させないことが目的で、他人を排除する対象範囲を明かにする為特許出願の公開は前提で、非公開は特許制度の根幹を崩すものである。³⁾特許出願の非公開制度には反対である。

3. 生成 AI の衝撃

ChatGPT は、OpenAI 社が 2022 年 11 月に公開の人工知能チャットボット、生成 AI の一種。生成 AI に利用されているディープラーニング技術は膨大なデータに基づいてトレーニングされた「基盤モデル」と呼ばれる進化版ディープラーニ

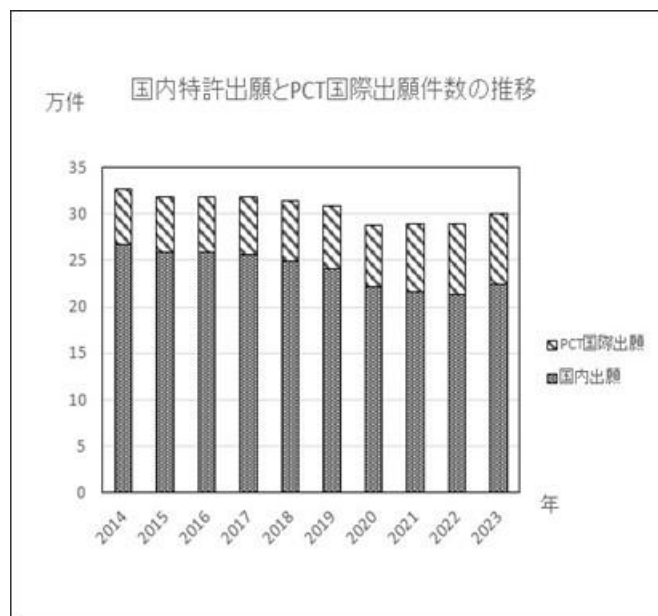
ングで、その特徴は「汎用性」「適用性」にある。入力プロンプト(AI に対する指示や命令)に基づいて、様々な異なるタスク、自然言語処理、質問応答、画像分類、コード生成などを実行できる。

4)「大規模言語モデル」技術の発展で生成AIが開発され、生成AIは、質問を文章で入力すると、瞬時に「回答」の文章(画像、動画、音声等も)を生成し送ってくる。その為、学習のデータによっては、明らかに事実と異なる偽・誤「回答」、偏見を含む「回答」、ジェンダーバイアスの「回答」を生成することがある。生成AIのリスクには、意図的な偽情報の拡散、入力した個人情報の流出(プライバシーの侵害)、生成画像による著作権の侵害等がある。

生成AIと著作権について、文化審議会著作権分科会法制度小委員会から「AIと著作権に関する考え方について」(2024/3/15)が公表された。⁵⁾生成AIについては、アメリカの巨大IT企業GAFAMが開発、日本でも、産総研、ソフトバンク、情報通信研究機構とKDD共同等で、日本語に特化した生成AIの開発が始められている。⁴⁾生成AIは「核戦争並みの脅威になりうる」と警告し規制の必要性を訴える科学者もいる。⁶⁾EUでは、2024年5月、生成AIを含む包括的なAIの規制である「欧州(EU)AI規制法」が成立し⁷⁾、日本ではAI戦略会議の下に、AI制度研究会(座長：松尾豊・東大大学院教授)が設置された。⁸⁾「統合イノベーション戦略 2024」⁹⁾に見るように、AI分野の「安全・安心な環境を確保しつつ、イノベーションを加速する」ことが基本で、EU規制法に見られる「健康、安全、基本権などの人権」への観点が抜けていることなど、問題点があげられる。⁸⁾

4. 世界・日本の知財出願

国内とPCT国際(JPOを受理官庁の出願)を合わせた出願件数は減少傾向が続いていたが、2023年は2019年レベルに持ち直した。そのうち、PCT国際出願は、増加傾向が続き、2021年から約7万件を維持している。研究活動や企業活動のグローバル化に伴い、国外での知財活動が重要



<特許出願とPCT国際出願件数の推移>¹⁰⁾

視されていることが反映していると考えられる。

【引用文献】

- 1) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisa_n2024/pdf/siryoushi.pdf
- 2) <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>
- 3) 増澤誠一「軍事技術・デュアルユース技術と知的財産」『日本の科学者』2018年10月号
- 4) 藤田実「AI産業における独占の強化と日本産業の従属化」『前衛』2024年9月号
- 5) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf
- 6) 「生成AI光と影」しんぶん赤旗 2024年3月19～23日
- 7) EUのAI規制法案の概要
https://www.soumu.go.jp/main_content/000826707.pdf
- 8) https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_kenkyu/ai_kenkyu.html
- 9) 統合イノベーション戦略 2024
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2024_zentai.pdf
- 10) <https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2024/matome.html>